

# 営業許可申請事前確認票

(R7.10月～)

※他法令の定めにより営業することができない地域・建築物があります。本確認票により事前に関係部署にご確認ください。

## 1 保健衛生課 (担当:

) TEL0985-29-5283 FAX:0985-61-1210

申請者	氏名		連絡先	
	住所			
営業の種類	飲食店営業・菓子製造業・そうざい製造業・( )			
営業所の所在地	宮崎市			
<input type="checkbox"/> 施設平面図 (調理場、客席等の面積がわかる図面) <input type="checkbox"/> 付近見取図 (ゼンリン、GoogleMap 等)				

## 2 都市計画課 (確認者:

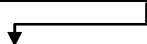
) 第2庁舎7階 TEL0985-21-1811

### 【 区 域 】

都市計画区域外

都市計画区域内

(市街化区域又は用途地域内・市街化調整区域・用途地域の指定の無い区域)



### 《 用途地域 》

①第1種低層住居専用地域

⑤第1種住居地域

⑨商業地域

②第2種低層住居専用地域

⑥第2種住居地域

⑩準工業地域

③第1種中高層住居専用地域

⑦準住居地域

⑪工業地域

④第2種中高層住居専用地域

⑧近隣商業地域

⑫工業専用地域

【受付印】

## 3 開発審査課 (担当者:

) 第2庁舎8階 TEL0985-21-1818

### ○ 都市計画法に基づく規定

開発行為の許可 許可済・届出済・指導中・その他

【受付印】

確認結果本人渡し

## 4 建築行政課 (確認者:

) 第2庁舎8階 TEL0985-21-1813

### ○ 建築基準法に基づく用途制限 適・不適・開発審査課の判断による

・ 建築確認 不要・要 (申請済・未申請)

【受付印】

※ 施設の面積や間取りが確認できる図面、位置図等をお持ちください。

【備考】

## 消防局からのお願い

別添「増改築等の事前相談のお願い」のとおり、本市では建物の増改築や用途変更に伴い消防法令違反となる事案が多数発生しております。

飲食店等を開業される際は、必要に応じて管轄の消防署にご相談されますようお願いいたします。

# 増改築等の事前相談のお願い

建物の増改築等の際は、事前に管轄の消防署に相談していただきますようお願いいたします。

消防設備は、建物の用途、面積、構造などに応じ、一定の基準に従って設置することが義務付けられています。

しかしながら、昨今の消防の立入検査において、建物の増改築や用途変更などに伴って、必要となる消防設備が、法令に基づいて設置されることなく、違反状態となっているケースが見つっています。

この原因の一つとして、建物の増改築等に伴う消防設備の必要性が、関係者の皆様に十分ご理解いただけていないことが考えられているところです。

このような状態にならないように、消防では増改築等の際に、関係者の皆様のご相談に応じておりますので、積極的なご活用をお願いいたします。



(例えば)

- ・建物の窓をふさいだことにより、屋内消火栓設備やスプリンクラー設備の設置義務が発生した。
- ・事務所から飲食店に用途を変更し、自動火災報知設備の設置義務が発生した。



自動火災報知設備

## 管轄消防署



- 大淀川より北側にある建物は、『北消防署』の管轄です。
- 大淀川より南側にある建物は、『南消防署』の管轄です。



## 問い合わせ先

北消防署予防査察係	電話	32-4667
南消防署予防査察係	電話	53-0033
消防局予防課	電話	32-4904